

## 第 7 4 9 回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和 5 年 8 月 7 日（月）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
天日 隆彦	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
うすい 浩一	委員
田の上 いくこ	委員
土屋 みわ	委員
柳川 雅彦	委員
稲澤 裕子	委員
大宮 由紀枝	委員
小野 義夫	委員
古畑 雄二	委員
馬神 祥子	委員
木村 総司	委員
小野島 直美	委員

【事務局】

若年支援担当部長	村上 章
若年支援課長	山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 12 人となっております。それでは、傍聴人を案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい、ただ今から第 749 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいたいと存じます。前回の審議会以降の 6 月 12 日から 8 月 6 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。

6 月 15 日にプレス発表を行い、6 月 19 日に学校関係者へ周知、6 月 20 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 311 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、8 月 2 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は自主規制団体からの聴き取り結果としてまとめ、「調査・審議事項」の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2 ページ目には、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをご覧くださいたいと存じます。こちらは都が委嘱してお

ります、東京都青少年健全育成協力員の6月、7月分の活動状況でございます。7月までに委嘱しております協力員は697名です。6月の活動者数は16名、調査店舗数は71店舗でございます。7月の活動者数は23名、調査店舗数は106店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

6月、7月におきましては、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類、青少年制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。

また、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査もございませんでした。

続きまして、6ページからは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページは6月分、7ページには7月分の実施状況をそれぞれ記載しております。

6月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

7ページ、7月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が2店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を含め条例を遵守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページ、9ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、6月に廃止届が4台ございました。自動販売機立入調査については、6月、7月は実施してございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ご質問ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1184号でございます。

2ページ目をご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は令和5年4月1日から令和5年7月24日までの間に都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計391誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「SPコミックス『モヤつきが止まらない彼女とハマった本当の話』」、令和5年7月19日に株式会社リード社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、8月2日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は 15 名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、指定やむなしの意見が 5 名です。その主な内容は、「12 話の短編作品。全体的に性交シーンが多く、性器は白抜きになっているが、擬音、体液、大腿部の描写も多い。花見の席での場面や暴力的ではないにしろ手錠、ロープの使用などがあり、帯にも淑女が奏でる㊦日常とある。ストーリーも描き方も青少年を超えている。指定該当。」などでございます。

指定非該当の方は 10 名で、その主な内容は、「短編ではあるが、それぞれストーリーがある。暴力や人格否定の表現がなく、性器のぼかしがされている。全体的に卑わいな感じがない。指定非該当。」などでございます。説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。ただ今の事務局説明について、委員の方々でご質問ございますでしょうか。特によろしければ、では調査に入ってください。

#### < 図書審査 >

○会長 では皆さま、図書はご覧いただけましたか。

はい、それでは、図書調査は終わられたようなので、ただ今から各委員からのご意見をお伺いしてまいりたいと思います。それでは、D 委員、お願いいたします。

○D 委員 はい、大変絵が上手でストーリーもちゃんとありますが、話が 12 話入っていて、そのストーリーの約半分が性行為の描写になっていて、その回数も多いですし、描写の量も多いということ。局部は確かに修整されていますけれども、行為自体は擬音、体液を含めてダイナミックに描かれており、青少年が簡単に手の届くところにあつていい本かということ、そうではないなと思いました。指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 では、木村委員、お願いします。

○木村委員 はい、指定該当でお願いします。全体的に性交シーンが多く、白抜きで配慮されている部分もありますが、陳列については配慮が必要なものだと考えます。以上です。

○会長 B 委員、お願いします。

○B 委員 はい。オムニバス形式ということで、おのずから性行為や性描写の場面が非常に多いです。とりわけ公衆トイレやフィッティングルームがその現場となっていることから考えると青少年に影響は明らかにあると判断いたします。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、A 委員、お願いします。

○A 委員 はい、指定該当でお願いします。今、B 委員が指摘されましたように、花見とか市民プールとか残業の職場とか公衆トイレとか、いわば日常の中に性行為を持ち込んでおりまして、

青少年への影響にマイナス面があると判断いたします。ほかにも手錠ですとか器具の使用がありました。人格否定の表現がないというご意見も自主規制団体の方からは出ていましたが、花見の部分などはこれは女性に対する人格否定に相当すると判断いたします。以上です。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい、指定該当でお願いします。性交のシーンが多く、また、性描写も刺激が強いと思います。自主規制団体からは性表現の程度ですとか、性交に至るまでのストーリーなどについてさまざま意見が分かれているところではございますけれども、区分陳列等の取り扱いが必要と考えますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、古畑委員、お願いします。

○古畑委員 はい、指定該当でお願いをいたします。例えばホテル、ホテル街でいわゆる売春婦のような客待ちをするストーリーもあり、これは一つの犯罪、売春防止法違反に該当するような行為でもあったり、花見の席でのたわむれの的などころは、これは不同意わいせつ的な行為であったりすると思います。そういった面からしても青少年には見せてはならない本だと思しますので、指定該当でお願いをいたします。以上です。

○会長 大宮委員、お願いします。

○大宮委員 はい、指定該当でお願いします。全編がほぼ性行為であるということ。それから、金銭の授受が何編かにあったほか、結果的には合意に至ったとしても、トイレに連れ込むというような犯罪性のあるシーンが多かったので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、C委員、お願いします。

○C委員 はい、性行為シーンが多くて、もう少し配慮が必要かなと思いますし、性器の修整はされておりますけれども、総合的に判断して青少年のレベルを超えていると思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 I委員、お願いいたします。

○I委員 はい、私は指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい、G委員、お願いします。

○G委員 局部の修整などは一応しっかりされているのかなと思う一方で、性描写が多く、プロット設定もいかななものかなと思われるものもあつたりするところ、指定該当かなとも思うんですが、ただ一方で、施行規則第15条第1項第1号のイ・ロに該当するかといえば、そうでもないのかなというふうにも感じるので判断がつかず、保留でお願いいたします。

○会長 はい、小野島委員、お願いいたします。

○小野島委員 はい、指定該当でお願いいたします。性器の修整はされていますけれども、性描写が多くて、青少年が容易に手が届くようなものではあってはいけないと思います。よろしくお願いします。

○会長 はい、小野委員、お願いします。

○小野委員 はい、指定該当でお願いします。全体的に性交のシーンが多いということと、白抜きの性器の描写には配慮をしておりますが、容易に想像がつくということもございます。ストーリーもあるようでちょっと無理やりの感がございます。行為を行っている場所も日常的な場所ということもございますので青少年には適さないということで、指定該当でお願いします。

○会長 はい、F委員、お願いいたします。

○F委員 はい、指定該当でお願いします。この自主規制団体からの聴き取り結果の最初のほうに書いてありますが、いわゆる昭和時代を思わせるなんか懐かしい感じのストーリーで、昔よくこういう妄想ものみたいのはたくさんあったと思うんですが、とはいえ、性行為のシーンが多いですし、青少年に見せるにはいかななものかという内容ということとは間違いないですので、区分陳列は必要だと思います。ですので、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい、H委員、お願いします。

○H委員 はい、今のお話にもありましたけれども、この作品はかつて成年コミック誌でよく見られたストーリー及び描写に近いテイストを持っているように思います。たしかに性的描写の分量は多いですが、それが卑わいな感じを与え、人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであるかという点、グレーゾーンというべきところに位置づけられるのではないかと思います。この作品に関しては保留とさせていただきます。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 12話のオムニバスというところで、大体性行為につながっていくようなストーリーであります。皆さんおっしゃるように性器の修整がされていますし、そして、自主規制団体からの聴き取り結果では10名が非該当ということで答えているので、大変迷うところではあります。また、昔ながらのコミックかなという感じでありますけれども、売りのシーンであるとか、あとはお花見のときのシーンが気になります。非常に迷うところではあります。区分陳列はしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○会長 はい、では、会長代理、お願いいたします。



○会長代理 はい、自主規制団体からの聴き取りで指定非該当が多かったわけですが、確かに人格否定はありませんし、それほど激しいものではないと思います。しかし、部分的にですけれども、擬音、体液、大腿部の描写、そういったものが見られますので、「性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与える」という施行規則の基準に該当すると考え、指定該当でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。

私も区分陳列はやむなしと考え、指定該当であると判断したところでございます。

皆さまから、今ご意見を頂戴いたしました。保留という委員の方が2名いらっしゃいましたが、おおむねの方が指定該当ということでございました。そのように答申してよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、それでは、1誌指定ということで、答申をさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。続いては、優良映画の推奨についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、資料11ページをご覧いただきたいと存じます。11ページでございます。

優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条第1号から6号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料12ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1183号でございます。作品名は『燃えあがる女性記者たち』、制作者は記載のとおりでございます。

令和5年9月16日土曜日から、渋谷区のユーロスペースほかにて公開を予定しております。

14ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは申請者からの申請内容でございます。

「対象区分」は中学生及び高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり。

また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」であることという申請内容でございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますと

おり、該当項目は第1号、第2号、第3号、第5号、第6号。対象区分は青少年、主として中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。説明は以上になります。

○会長 はい、ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか。また、対象区分や該当項目についても併せての評価をそれぞれお聞かせください。

それでは、D委員、お願いします。

○D委員 はい、危険を顧みずにどんどん直接取材に赴く女性記者の行動力に大変感心をいたしました。ジャーナリズムの原点ともいえる姿なのではないかと思いつきながら見させていただきました。インドのカースト制度のことや、宗教のことなどについて知っていたほうがもっと分かりやすく、いろいろ理解が深まるかと思いました。この新聞社の経営がどうなっているのかが描かれていなかったのも、大丈夫なのかな、などと思いつきながら見ましたが、推奨でよろしいと思います。対象区分及び推奨基準の項目は事務局案どおりでよろしいと思います。以上です。

○会長 木村委員、お願いします。

○木村委員 はい、推奨に賛成です。対象区分、該当項目についても事務局案でよいと思います。

主人公が暴力や貧困、差別など、過酷な状況下においても不公正な社会に立ち向かい、記者として粘り強く取材し、信念を持って行動する姿は子どもたちに勇気を与えるものと考えます。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 『燃えあがる女性記者たち』という題名のとおり、社員全員が女性であるカバル・ラハリア社による市民賞を獲得した作品の内容はとても過酷でした。女性、少女たちが数多く犠牲になっている実態は、インドのカースト制度の中での甚だしい差別を考えさせられるドキュメンタリーでした。

インタビュー形式で飛び飛びの場面もあり、整理しながら見ていく感じで、推奨か、保留か少し迷いましたが、警察すら信用できず、警察も脅威で、ラハリア社だけが唯一の希望なのだという言葉と、勇気を持って立ち向かう女性記者の姿勢は多くの人に知ってもらえる価値があると判断し、推奨とさせていただきます。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 推奨でお願いいたします。対象区分、該当項目とも事務局案に賛成です。

かつて新聞記者をやっていた立場からすると、この『燃えあがる女性記者たち』に登場する女性記者たちの勇気に心から敬意を表します。この舞台となったインドは女性差別が激しいことでも知られていますし、日本ではなじみのないカースト制という差別による社会慣習がありますが、中高生ですと、言ってみればこれらに関心を持ってもらうきっかけにもなるというふうに思います。

そして、一人一人の登場する人物が、例えばスマートフォンへの対応ができないと言っていた記者が徐々に周りのサポートを得ながら成長していく姿のように、一人一人の成長の物語でもあります。また、非常に身につまされたのが女性の仕事と家庭との両立の難しさです。編集長が夫に家庭のことをやらないと文句を言われるというのは自分のことに重なってしまったのですが、特に女子にとっては悩みつつ、かつなおそれを乗り越えていく姿勢というようなことも非常に参考になるのではないかなというふうに思います。それ以外にも、積極的に新しい技術に IT にチャレンジしていく点、あるいは弱い者に寄り添う、自分たちも弱い立場なんですからけれども、その弱い人たちの声をすくい上げていくメディアの役割というのが非常にしっかりと描かれていたように思います。以上が理由です。よろしくお願いします。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい、推奨でお願いします。インドの一地方でさまざまな制約の中、記者の皆さまが相手に寄り添って事実を丁寧に取材することで、見ている人に社会への問題意識を持ってもらうという姿勢が貫かれていて、その中から他者を大切にすることとか、社会への批判力を学ぶ内容となっていると思いました。また、インド社会の抱えている問題から多様性の尊重などを考えるきっかけにもなると思いました。対象区分、該当項目とも事務局案どおりで賛成でございます。以上です。

○会長 古畑委員、お願いします。

○古畑委員 映画を見ても分かる通り、記者という仕事は昼夜を問わず、また、取材する場所は安全な場所とは限らず、しかも取材対象が反社会勢力等であったりする場合もあって、危険が伴う大変な仕事であるというふうに思っています。

この映画では、取材で得た内容の発信方法を紙媒体から SNS 等に移行する方針を伝えられて困惑する女性記者もいましたけれども、まずは挑戦してみるという前向きな姿勢は非常に好感を持ってました。しかし、すぐに柔軟に対応できるわけではなくて、自信が持てなかったり、また、一人の人間として女性としての悩みが記者を続けることにブレーキをかけようとする場面

もありましたが、記者として経験を積み重ねることで自信を身に付けたり、そして、誇りと使命感を持つようになるストーリーは青少年の皆さんに勇気を与えるのではないかと思います。

さらに、記者として今後の抱負を述べる時の表情や目の輝きが非常に印象的でありました。推奨していただきたい作品だと思います。対象項目、対象区分については事務局案のとおりでよろしく願いをいたします。以上です。

○会長 はい、大宮委員、お願いします。

○大宮委員 はい、推奨が相当と思いました。対象区分、該当項目とも事務局案に賛成です。

カースト制度は非常に根深いと思われまじし、その上、女性の活躍には家族の理解すら得られない中で、命がけの取材を続ける女性記者たちの勇気と行動を多くの子どもさんたちに見てほしいと思いました。以上です。

○会長 はい、C委員、お願いします。

○C委員 はい、インドの北部でダリトの女性たちが新聞社、ガバル・ラハリアを立ち上げて、差別や偏見などに立ち向かっていくわけなんですけども、一つ一つ取材を通して発信していくことによって、少しずつ波動が起きて、そしてやがて大きなうねりに変わっていくことがよく映し出されている映画だと思いました。中でも、女性差別、暴力、レイプ、また、鉱山で働く人たちの死亡事故など、鉱山を支配しているのがマフィアということで庶民を守るための警察でさえ正常でない対応をしている。そうした黙殺されていることなどに対して、彼女たちの勇気と行動力は本当に素晴らしいものだと感じました。

この映画の最後のほうでリーダーのミーラが語るんですけども、報道が抑圧された時のインドで権力の座にある人々に責任を問い続けた、社会の声となって、もろい民主主義の柱となって支えてきたというふうに語っている場面があるんですが、本当に記者としての仕事を誇りに思っているということを述べていたと思っております。大変に感動しました。2014年に40人の記者が殺されている現実がある中で、ジャーナリズムが命がけの仕事にもかかわらず、使命感を持って行動している姿に大変に得るものが私自身ありました。ぜひ推奨でお願いをしたいと思います。推奨基準、対象区分ともに事務局案でお願いいたします。以上です。

○会長 I委員、お願いいたします。

○I委員 はい、推奨に賛成でございます。推奨基準、対象年齢ともに事務局案どおりでよいと思います。この作品はインドの女性記者の活動を描いた作品ですけれども、ジャーナリストとしての強い気持ち、それから責任感というものが描かれていて、子供たちが夢や困難に挑戦す

る意欲を高める作品になっていると思いますので、ぜひ青少年の方に見ていただきたいと思います。以上です。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 はい、推奨に賛成です。差別カースト、ダリトである彼女たちが自ら記者となり、彼女たちだけで本当の身近なニュースを取り上げるという、差別カーストの女性が暴行されても犯罪として検挙されないといった地域にしながら、実際に起きたことから目をそらさず、問題解決に向けて立ち向かう姿、また、家族や夫に反対されながらも危険と隣り合わせの中、不正、腐敗を正すべく活動する彼女たちの姿はとてもたくましく美しいと感じ、私自身も大変勇気もらいましたので、子どもたちにもぜひ見てもらいたいなというふうに思います。

対象区分、そして、該当項目は事務局案どおりでいいと思います。

○会長 小野島委員、お願いいたします。

○小野島委員 はい、推奨でお願いいたします。対象区分、それから、該当項目も事務局案でよろしいかと思います。偏見や暴力によって人間としての尊厳が守られず、さらに生命の危険すらある環境で生きているっていう人々はインドだけではないと思うんですけども、この映画ではそのような環境を正していくために、SNS や YouTube など、このデジタルメディアの活用に戸惑いながらも発信していく、その信念と行動力には大変感服いたしました。この映画を見て、まず知ること、そして、自ら考えて、さらに人としてどう行動するのかっていうことを若い人たちにやっぱり感じ取ってほしいなと思いました。以上です。

○会長 はい、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 はい、インドのカースト制度、それから、女性差別などの背景がございます。しかしながら、メディアによる報道が社会に与える影響について学ぶことができるということと、この女性記者ですけれども、仕事を通して自分の意を実現していくということで、主任や局長ということで、ポジションをどんどん上げていくというようなこともございました。子どもたちに勇気を与える作品ではないかなというふうに思っております。

また、ストーリーの展開も速くて、あっという間に見ることができるのかなというふうにも思っております。推奨基準、それから、対象の年齢につきましても事務局案でよろしいかなと思います。推奨でお願いいたします。

○会長 F 委員、お願いいたします。

○F 委員 はい、推奨でお願いいたします。カースト制度のインドで差別を受けている階層の女

性たちが女性だけで新聞社を立ち上げてスマートフォンで取材活動をしていること自体、正直、私はすごい驚きました。そんなことをしていたら、当局から拘束されてしまうのではないかと心配しながら、この作品を見させていただきました。

そしてまた、彼女たち自身も差別問題の当事者として家族からの抵抗など、さまざまな困難にも屈しないで粘り強く情報発信していく姿や、沈黙の暴力に屈しないで戦う姿は見ていても勇気をもらいました。中高生に見ていただきたいというのはありますが、日本のマスコミの記者にも一度見て振り返ってもらいたいかなってような気もいたしました。対象区分、該当項目どちらも事務局案に賛成です。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 はい、推奨でお願いします。対象区分、該当項目とも提案どおりで結構かと思います。対象が中高生ということである、カースト制度に対する知識のちょっと乏しさもあると思うので、やや分かりづらいのかなというところもありましたけれども、中身としては非常に感銘を受けましたし、私は出版のOBなんですけれども、ジャーナリズム全般といった時に日本でもというか、日本では今、新聞、テレビでもいわゆる社会部、それから、われわれ出版社でいうと調査報道、あるいはジャーナリズムのジャンルというのは極めて不人気なんです。志望者が少ない。そういうジャーナリズム予備軍の中高生たちに、日本の中高生たちにこういう形での情報の分析、発信、そして批判というもの、そういう目を持ってもらいたい。そのために学ぶ一つのいい素材だと僕は思いました。むしろデバイスに極めて親しんでいる今の中高生にとっては、そこがジャーナリズムとこれだけ直結するんだということで、いいテキストになるのではないかと、そういう強い印象を受けました。以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 推奨に賛成です。ペンが剣よりも強しという言葉がありますが、警察もあまり調べてくれないような案件であっても取材を通して真実を明らかにしていくとやっている彼女たちです。現代日本でも情報公開の課題というものはあるんですけれども、この報道をもって社会を変えていくという使命感があり、活動していく女性たちの強さとたくましさを感じる作品でありました。該当項目については事務局案に全部賛成なんですけれども、特に1番と5番は強調したいところかなというふうに思っております。また同時に、この女性たちの使命感や責任感、勇気というものも子どもたちに学んでいただきたいというふうに思っております。そのほか、対象区分につきましても事務局案で賛成です。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 はい、推奨でお願いいたします。対象区分も中学生、高校生でよろしいかと思えます。私もこの映画の最後のほうに出てきました、政治の責任を問いつけるメディアこそがもろい民主主義の支えであるというところが大変印象に残りました。いかに議会制民主主義、インドの場合もこういう制度は整っているわけですが、それを支える人間がいなければ、あるいはそういうことを支えるジャーナリズムがなければ、そういう民主主義も成立しないということが表現されていたかと思えます。

私自身は記者出身で、今、大学でメディアの授業も教えているのですが、ぜひ教材に使いたいような映画であったと思います。インドのカースト制度とか、あるいはインド人民党について、知識がないと分かりにくい部分もあったかとは思いますが、この映画を通じて中学生、高校生にも関心を持ってもらえればと思います。推奨基準は事務局案通りで結構です。特に青少年の思考力、批判力、観察力を養う上で非常に大きく資する映画と考えます。以上です。

○会長 はい、私もこれは推奨で、対象区分も事務局案どおりでと思いました。

宗教や身分とか、ちょっと多重的な差別の中で理解が難しいと思うところもあったのですが、青少年の感性に期待をして、このような映画をぜひ推奨していくことは私どもとして大切なことだと感じているところでございます。

ということで、今皆さま方からのご意見を頂きましたが、皆さま全員推奨するということで、対象区分も特に強く強調する箇所なども含めまして、事務局案どおりというようなことでもございましたので、そのように答申させていただいてよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 それでは、そのように答申させていただきます。

それでは、以上で諮問事項についての審議は終了いたしました。事務局からほかに連絡事項等ございますか。

○若年支援課長 はい、都民の申出についてでございますが、6月、7月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。本日の調査・審議事項について何かご意見等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となりますので、傍聴人の方、再入室をお願いいたします。調査・審議資料はしまってくださいようお願いします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『燃えあがる女性記者たち』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和5年8月10日木曜日、推奨映画の公告予定日は令和5年8月16日水曜日、プレス発表は告示日前日の令和5年8月9日水曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和5年9月11日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。説明は以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでした。

午後4時36分閉会